

地方公務員の定年引上げに伴う条例改正について

1. 制度改正の概要

◆定年引上げの概要

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体が条例で定めるものとされている。国家公務員の定年が令和 5 年度から令和 13 年度にかけて段階的に 65 歳まで引き上げられることを踏まえ、地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に段階的に 65 歳に引き上げられる。

【定年年齢の推移】

	R4 年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年年齢	60 歳	61 歳	61 歳	62 歳	62 歳	63 歳	63 歳	64 歳	64 歳	65 歳	65 歳
S37 年度生	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳 暫定再任用	64 歳	65 歳					
S38 年度生	59 歳	60 歳	61 歳 定年引上げ	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳				
S39 年度生	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳 定年引上げ	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳			
S40 年度生	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳 定年引上げ	63 歳	64 歳	65 歳		
S41 年度生	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳 暫定再任用	
S42 年度生	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

◆定年引上げに伴う主な措置

定年▲

定年引上げに伴い、以下の措置が講じられる。

(1) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- ① 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することを目的とした役職定年制を導入し、管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を、上限年齢に達した日の翌日から最初の 4 月 1 日までの期間に管理監督職以外の職に降任させる。
- ② 管理監督職の範囲及び管理監督職勤務上限年齢は、国家公務員との権衡を考慮した上で、条例で定めることとされており、その範囲は原則として管理職手当支給対象の職（入間市では主幹職以上）となり、上限年齢は原則として 60 歳となる。
- ③ 職務の特殊性や欠員補充の困難性がある職の場合は、役職定年の適用を除外することも可能とする。

(2) 給与に関する措置

当分の間、職員の給料月額、職員が 60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後、7 割水準とする。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60 歳に達した日以後、引上げ後の定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は定年退職日相当日まで）することができる制度が導入される。

2. 条例改正の内容

(1) 人間市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

◆ 改正要旨

地方公務員の定年引上げと、これに伴う管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及び情報提供意思確認制度の導入、暫定再任用制度の措置並びに60歳以上の職員の給与の取り扱いについて、必要な条例の整備を行うもの。

◆ 主な改正内容

① 人間市職員の定年等に関する条例

○職員の定年年齢を60歳から65歳に引き上げる。

○経過措置として、令和5年度から令和12年度までの間における定年年齢を次のとおりとする。

令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度
61歳	62歳	63歳	64歳

○管理監督職勤務上限年齢による降任等（役職定年）の対象となる職は、管理職手当を支給される職の他、規則で定める職とする。

○管理監督職上限年齢を60歳とする。

○役職定年により降任させる際に留意すべき事項を規定する。

○役職定年から除外する事由等を次のとおり規定する。

- ・高度な知識・技能等を必要とすることで、欠員の補充が困難な場合
- ・勤務環境・勤務条件に特殊性があるため、欠員の補充が困難な場合
- ・担当する者の交替が業務遂行上重大な障害となる場合
- ・上の3点の事由に該当することで役職定年から除外する場合は、1年ごとに最大3年まで延長できるものとする
- ・職務の内容が類似する複数の管理監督職であって、欠員を容易に補充することができない等の事由がある管理監督職を「特定管理監督職群」として規則で定めるものとする

○任命権者は、60歳に達した日以後に退職した職員を、短時間勤務の職として再任用することができるものとする。（定年前再任用短時間勤務）

○令和5年度から令和13年度までの、段階的に定年年齢が引き上げられることに伴う経過措置として、任命権者は経過措置中の新条例の定年から65歳までの職員を再任用できるものとする。（暫定再任用）

② 人間市一般職の職員の給与に関する条例

○60歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の昇給は行わないものとする。

○当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の号給に応じた給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。

○役職定年により降任した職員にあつては、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、上の規定により求めた額が、役職定年前の給料月額の7割に満

たない場合は、その差額に相当する額を給料として支給するものとする。

③ 入間市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例

○60歳に達した日後最初に到来する4月1日以降の職員の給料が7割に引き下げられることが、分限処分である降給に該当することから、降給の事由を条例に規定する。

○役職定年による降任が、分限処分である降格に該当することから、降格の事由を条例に規定する。

④ 入間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

○懲戒処分における減給に関する効果を定める条項に、「減する額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減するものとする。」との条文を追加する。

○減給又は停職処分の期間を国の準則に合わせて1日以上6月以下に変更する。

⑤ 入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

○60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に適用される給料について、一般職の職員の給与に関する条例に準じた所要の改正を行う。

⑥ 入間市職員の育児休業等に関する条例

○育児休業をすることができない職員の対象に、役職定年からの除外により管理監督職としての勤務を延長している職員を追加する。

○育児短時間勤務をすることができない職員の対象に、役職定年からの除外により管理監督職としての勤務を延長している職員を追加する。

○部分休業をすることができない職員の対象に、定年前再任用短時間勤務職員を追加する。

⑦ 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

○定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を国の準則及び他の地方公共団体に合わせて15時間30分から31時間までとする。

⑧ 入間市職員の再任用に関する条例

○現行再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が①に規定されることから、本条例を廃止する。

⑨ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

○公益的法人に派遣できない職員の対象に、役職定年からの除外により管理監督職としての勤務を延長している職員を追加する。

⑩ 入間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

○地方公務員法改正に伴う条すれの対応及び文言整理を行う。

◆ 施行日 令和5年4月1日